

令和4年度
創業者テナントマッチング事業
募集要項

○本事業では、鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等の修了者が中心市街地や団地核の空き店舗を活用して新規開業する場合、空き店舗の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

○募集期間 令和4年4月1日～
(予算の執行状況によっては募集を予告なしで停止する場合がございます)

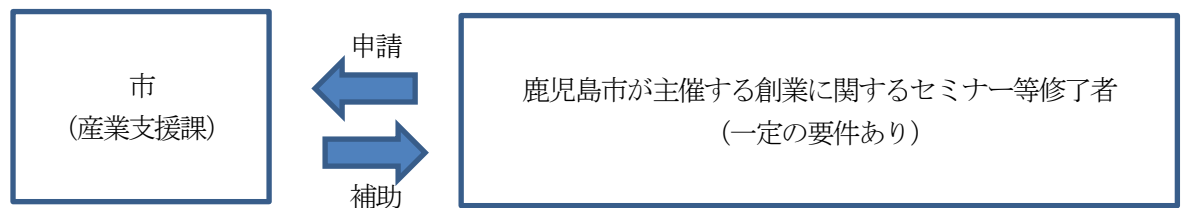
○お問い合わせ先
鹿児島市産業支援課 商業サービス業係 099-216-1322

令和4年4月
鹿児島市

I 事業目的

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了した者の中心市街地や団地核における空き店舗を活用した創業を促すことにより、中心市街地等の商業機能の集積及び商店街等の活性化を図る。

II 事業スキーム



III 事業内容

(1) 補助対象者

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、中心市街地又は都市機能誘導区域の団地核にある空き店舗を活用して、新たに開業する者

- ・一定の要件があります。
- ・過去に同事業による補助金交付を受けた方は対象外です。

■創業に関するセミナー等及び一定の要件は以下のものを指します。

1. ワンストップ相談窓口【実施：鹿児島市産業創出課】

(内容)

ソーホーかごしまに配置しているインキュベーション・マネージャーから創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

インキュベーション・マネージャーによる1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を習得したこと

2. 創業スキル養成講座（基礎編）【実施：鹿児島市産業創出課】実施予定時期：7～8月

(内容)

全6回の創業に関する必要最低限の知識・ノウハウの習得を目指す講座

(一定の要件)

以下の(1)、(2)をいずれも満たすこと

- (1)全6回のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓のテーマを含む5回以上受講したこと
- (2)インキュベーション・マネージャーによるハンズオン支援を受け、知識を習得したこと

3. 創業スキル養成講座（実践編）【実施：鹿児島市産業創出課】実施予定時期：11～12月

(内容)

全5回の個別指導やディスカッションを取り入れ、事業計画をブラッシュアップし、具体的に創業することを目指す講座

(一定の要件)

全5回のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓のテーマを含む4回以上受講し、知識を習得したこと

4. インキュベーション事業【実施：鹿児島市産業創出課】

(内容)

ソーホーかごしま創業準備ブースに入居し、インキュベーション・マネージャーから創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

以下の(1)、(2)をいずれも満たすこと

(1) ソーホーかごしま創業準備ブースを利用したこと

(2) インキュベーション・マネージャーによる1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン指導を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を習得したこと

5. 街なかリノベーションスクール推進事業【実施：鹿児島市産業支援課】

(内容)

空き店舗等の活用を通したまちづくりの一端を担う人材の育成を図るためのセミナーを開催

・リノベーションスクール（平成29年度、30年度開催分）

・街なかリノベーション実践セミナー（令和2年度以降開催分）

(一定の要件)

修了証書を授与された者

6. かごしま創業塾【実施：鹿児島商工会議所】

(内容)

創業準備に必要な知識やビジネスプランの作成を学ぶ講座

(一定の要件)

以下の(1)、(2)をいずれも満たすこと

(1) 全6回のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓のテーマを含む5回以上受講したこと

(2) 経営指導員等によるハンズオン支援を受け、知識を取得したこと

7. 経営指導員・専門家によるハンズオン支援【実施：鹿児島商工会議所】

(内容)

経営指導員等から創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

経営指導員等による1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を取得したこと

8. 経営指導員・専門家等によるハンズオン支援【実施：かごしま市商工会】

(内容)

経営指導員等から創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

経営指導員等による1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を取得したこと

(2) 補助要件

補助対象者が次に掲げる要件を満たしていること。

- ・ 中心市街地内又は都市機能誘導区域の団地核内に所在する空き店舗への新規出店であること。
- ・ 市内に居住していること、又は市内に主たる事業所若しくは営業所があること。
- ・ 市内に店舗を有していないこと、又は市内に有している店舗において空き店舗の活用後も引き続き事業を営むこと。
- ・ 納期の到来している市税を完納していること。
- ・ 開業に必要な許認可等を取得していること、又は取得見込みであること。
- ・ 空き店舗において行う事業は、原則、6時間以上営業するもので、1月当たりの開業日数が20日以上であること。
- ・ 開業月から2年間は少なくとも年1回、本市が設置しているインキュベーション・マネージャーの助言等を受けること。
- ・ 開業月から2年間は、経営状況及び雇用状況等を本市が指定する時期に報告すること。
- ・ 空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合は、当該商店街へ入会すること。

(3) 対象業種

小売業、飲食業及びサービス業

- ・ 事務所等は対象となりません。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者は除きます。

(4) 補助対象空き店舗

建物の全面道路から内部の状況が容易に確認でき、かつ直接出入りできる、原則、1階部分の店舗用の物件で、3ヶ月以上継続して商業活動の行われていないものをいう。

(5) 対象経費

開業に伴う空き店舗の整備に要する経費で、整備工事着手日から営業開始日までには要した経費に限る。

【対象経費の範囲は以下のとおりです。】

- ・ 内外装費、空調設備費、照明設備費、水回りの改装費及びこれらに類する経費
- ・ 什器・備品等の購入費は除く。

(6) 補助率

1/2以内 (※千円未満切捨て)

(7) 上限額

① 1,000千円 (空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合)

② 500千円 (空き店舗が中心市街地の商店街の区域外にある場合、
又は空き店舗が団地核内にある場合)

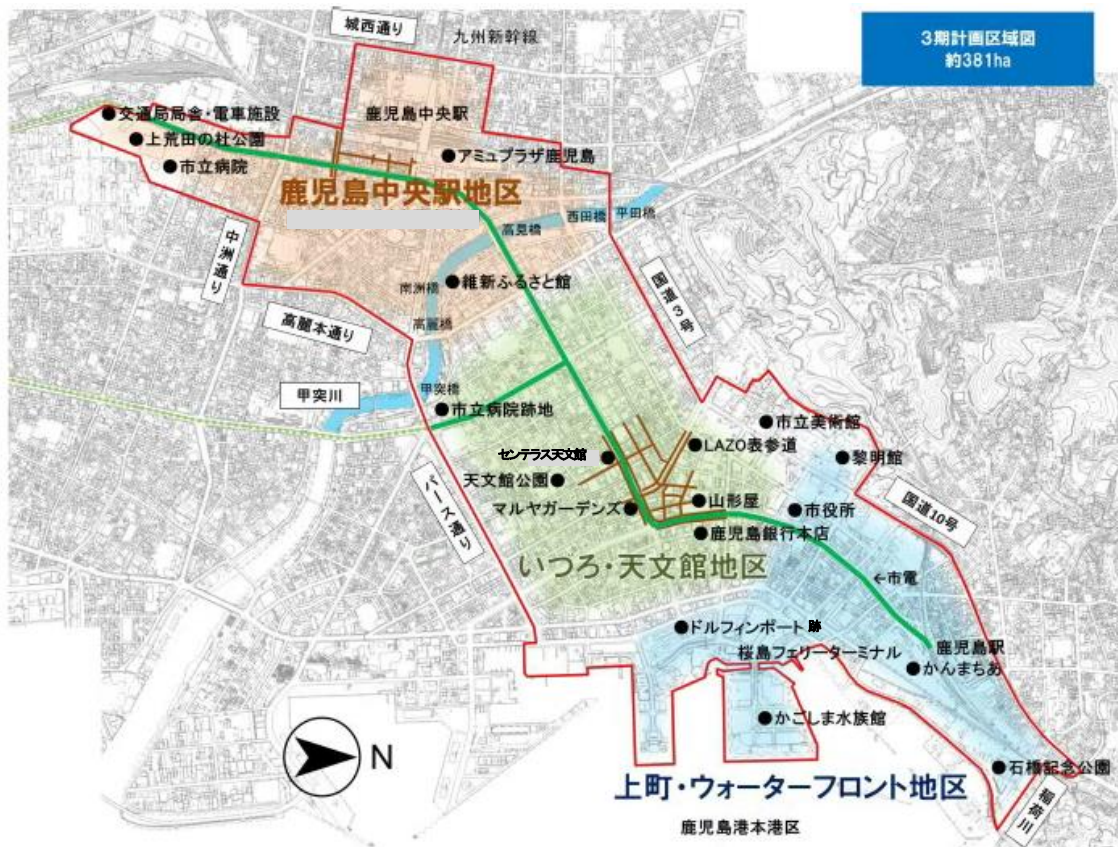
(8) 補助対象地域

中心市街地又は都市機能誘導区域の団地核

- ・「中心市街地」は第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画で定める計画区域
- ・「団地核」はかごしまコンパクトなまちづくりプランにおける都市機能誘導区域の団地核

■中心市街地は以下の通りです。

<区域図>



■ 中心市街地内の対象となる商店街は以下のとおりです。

※ 事業実施年度からその前々年度までのいずれかの年度において、鹿児島市が実施する頑張る商店街支援事業、中心市街地にぎわい創出支援事業、明るい商店街づくり支援事業又は防犯灯補助事業のいずれかの補助金の交付を受けている商店街

(上町地区)

- 1 たてばば通り会※一部
- 2 滑川通会
- 3 鹿駅前本通り会
- 4 易居町本通り会
- 5 名山町通り会

(中央地区)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 金生通り商店街振興組合 | 22 天文館文化通り会 |
| 2 中町ベルク商店街振興組合 | 23 萩原通り会 |
| 3 納屋通り商店街振興組合 | 24 天文館二本松馬場通り会 |
| 4 中町コア・モール商店街振興組合 | 25 山之口町中通り会 |
| 5 照国表参道商店街振興組合 | 26 天文館山之口本通り会 |
| 6 いづろ商店街振興組合 | 27 二宮橋通り会 |
| 7 ゴンザ通り会 | 28 樋之口本通り会 |
| 8 天神おつきや商店街振興組合 | 29 高見馬場通り会 |
| 9 天文館パークアベニュー商店街振興組合 | 30 山之口電車通り会 |
| 10 セピア通り通り会 | 31 中町御堂筋通り会 |
| 11 七味小路通り会 | 32 中町本通り会 |
| 12 天文館本通商店街振興組合 | 33 フラミンゴ通り会 |
| 13 天文館はいから通商店街振興組合 | 34 天文館錦通り会 |
| 14 天文館にぎわい通商店街振興組合 | 35 萩原西通り会 |
| 15 天文館通り繁華街協同組合 | 36 加治屋町町内会大久保通り会 |
| 16 天文館千日通り会 | 37 加治屋町萩原通り会 |
| 17 天文館電車通り | 38 二本松通り会 |
| 18 松山通り会 | 39 加治屋町五葉通り会 |
| 19 船津町通り会 | 40 加治屋町町内会南州通り会 |
| 20 天文館銀座通り会 | 41 加治屋町馬乗馬場通り会 |
| 21 松原本通り会 | |

(鹿児島中央駅地区)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 西田本通り会※一部 | 6 宮田通り会※一部 |
| 2 西田1丁目黄金通り会 | 7 ゾウさんのはな通り会 |
| 3 一條通り通り会 | 8 西銀座通り会 |
| 4 一番街商店街振興組合 | 9 黄金通り会 |
| 5 中央町ベル通り会 | |

■団地核は以下のとおりです。

- 1 牟礼岡団地（三井ニュータウン）
- 2 緑ヶ丘団地
- 3 花野団地
- 4 伊敷団地①
- 5 伊敷団地②
- 6 玉里団地
- 7 伊敷ニュータウン
- 8 原良団地
- 9 武岡団地
- 10 武岡ハイランド
- 11 西郷団地①
- 12 西郷団地②
- 13 星ヶ峯ニュータウン
- 14 皇徳寺ニュータウン①
- 15 皇徳寺ニュータウン②
- 16 桜ヶ丘団地

IV 申請書類

以下の書類を整備工事着手前に提出すること。

- (1) 補助金等交付申請書【様式あり】
- (2) 事業計画書【様式あり】
- (3) 収支予算書【様式あり】
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 空き店舗の位置図
- (6) 空き店舗の整備に係る図面
- (7) 空き店舗の整備に係る工事見積書（原則として2者以上）
- (8) 空き店舗の現況写真
- (9) 許認可・資格等の確認書類（必要な業種のみ）
- (10) 市税納付状況確認に関する同意書【様式あり】
- (11) 住民票（個人の場合）
- (12) 法人登記簿謄本（法人の場合）
- (13) 商店街加入確認書（必要な場合のみ）
- (14) 職務経歴書
- (15) 暴力団排除に関する誓約・同意書【様式あり】
- (16) 課税事業者・免税事業者届出書【様式あり】

(17) その他市長が必要と認める書類

- ・提出先、お問合せ先は下記のとおりです。

(担当部署)

鹿児島市産業支援課商業サービス係

(所在地及び連絡先)

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1322

FAX 099-216-1303